

○介護保険指定居宅サービス事業者の指定の一部の効力の停止

| 事業者の名称 | 事業所の名称及び所在地 | 指定の一部の効力の停止の内容 | 指定の一部の効力の停止の期間 | サービスの種類 |
|-----------|-------------------------------|---|--|-------------|
| 社会福祉法人徳雲会 | オークヒルズ各務野 各務原市鵜沼古市場町二丁目9番地 | 1 新規利用者の受入れを行うことができないこと。 2 介護報酬請求の上限を7割とする（報酬を3割減額する）こと。 | 1 令和6年3月1日から同年5月31日まで（3月間） 2 令和6年3月1日から同年5月31日まで（3月間） | 特定施設入居者生活介護 |